

## ベトナムの車検制度及び車検業について

中川 良一

2016年まで、車検は公的機関である車検センターで行われていましたが、2016年の63/2016/ND-CPの首相議定の公布により民間企業も車検業を営むことが認められるようになりました。現在、公的車検センターの民営化が進められています。

自動車の車検の有効期間については、ベトナムの交通運輸省の通達70/2015/TT-BGTVTによれば9席以下の乗用車では製造年数により異なります。製造年数が7年以下は、初回の車検有効期間は30ヶ月で、その後は18ヶ月です。製造年数が7年以上から12年までの場合は、車検の有効期間は12ヶ月で、製造年数が12年以上の場合は車検の有効期間が6ヶ月となります。

商用車及びトラックなどの車検の有効期間は下表の通りです。

## ＜車検業を営むときに必要な手続き＞

民間企業が車検業を営むためには、ベトナム交通運輸省自動車登録検査局より車検業ライセンスを取得する必要があります。

車検業ライセンスの申請に必要な書類は下記のとおりです。

- ・車検業ライセンス申請書
- ・スタッフや検査員の名簿及び車検員資格証明書
- ・検査機器・設備、通信・データ伝送設備、その他の設備のリスト（詳細は首相議定2016/ND-CPの第6条～第10条で規定）
- ・車検場の配置図
- ・申請者の会社登録証明書

ベトナム交通運輸省自動車登録検査局が書類の申請及び現場検査を行い、合格した場合は車検業ライセンスを発給します。車検業を営む組織・法人は次の活動を行うことができます。（不正な癒着を防ぐためと思われる）。 1. 自動車による運輸業 2. 自動車の整備メンテナンス業

## ＜自動車検査員の資格＞

自動車検査員の資格については厳密に定められ、特に外国車整備にも対応できるように簡単な英語能力も求められています。

自動車検査員の資格を取得するには、次の条件を満たす必要があります。（首相議定63/2016/ND-CPの第11条及び17条）。

車検員資格を取得するには、自動車登録検査局に申請し、実務テストを受けなければなりません。合格すれば、資格証明書が発給されます。資格の有効期限は36ヶ月で更新申請できます。

- ①自動車機械、自動車技術若しくは機械の大学専攻科を卒業（必須科目：自動車構造、自動車整備、燃焼エンジン、電動エンジン）
- ②英語のBレベル若しくは同等のレベル
- ③車検手続きの講習を受講（交通運輸省所定の講習内容）
- ④車検センターで最低12ヶ月間の実務研修

ほかに、検査員以外の検査業務に携わる人員は次の条件を満たさなければなりません。

- ①専門高校以上の学力を有する
- ②英語能力はAレベル以上若しくは同等のレベル
- ③車検業務の講習を受け、講習終了証明書を有する

## ＜ビジネス展開の可能性＞

日本では自動車整備士不足が課題となっていますが、ベトナムの民間車検業開放により、今後、民間車検場や資格を有する人材が増加すると考えられます。これにより、日本企業が求める自動車整備業人材の日本への派遣等を含め、自動車整備業界間の交流が増えるのではないかと期待されます。

また、日本車が普及するベトナムマーケットですので、日本で使用する車検用検査機器や、整備治具・工具等についても、ベトナムでの需要が高まるかもしれません。

車 種		有効期間（月）	
		初 回	2回目以降
■9座席以下の乗用車 （商用でない）	製造年数7年まで	30	18
	製造年数7～12年まで		12
	製造年数12年以上		6
■9座席以下の運輸車両、 9座席以上の乗用車	改造なし	18	6
	改造あり	12	6
■トラック、専用車 トレーラー等	製造年数7年以下	24	12
	製造年数7年以上		6
■改造車		12	6
	製造年数15年以上で9座席以上を有する乗用車 製造年数20年以上のトラック、トレーラー		3